

諮問番号：平成29年諮問第2号 諮問日：平成29年2月23日
答申番号：平成29年答申第2号 答申日：平成29年3月28日
件名：平成28、29年中の特定委員長の公用車の運行記録の不開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年、平成29年中の特定委員長の公用車の運行記録につき、これを衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（以下「規程」という。）3条2号に該当するとして全部を不開示としたことは、結論において妥当である。

第2 苦情申出人の苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情申出の趣旨及び苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 苦情申出の趣旨

「平成28年、平成29年中の特定委員長の公用車の運行記録」について、規程3条に定める開示を求めたのに対し、平成29年2月20日付衆庶発第391号により衆議院事務局（以下「事務局」という。）が全部を不開示としたことについて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、また東京都議会の対応に倣い、その見直しを求める。

2 苦情の内容の要旨

事務局の不開示理由は、「会派又は議員の活動に関する情報」であり、これらの活動に支障を及ぼすおそれがある文書であるとのことであるが、法1条の目的に鑑みても、文書の全部を不開示とした決定は、その趣旨を大きく逸脱する判断であると考えられる。また、特定委員長は国会議員から選任され、国会議員が就任する役職であることから、上記のような「会派又は議員の活動に関する情報」という理由で不開示とした場合、すべての特定委員長に関する議院行政文書が不開示となり、失当である。

例えば東京都では、東京都議会情報公開条例（以下「都議会条例」という。）で、規程3条2号に類似する規定を設けているが、同じく都議会議員から選出される都議会議長・副議長の公用車の運行記録について、運転者の氏名や公用車のナンバーなどの個人情報等を除いて、出発地、到着地や乗務時間などがすべて開示されている。運転日誌の部分を開示する裁量が事務局にはあ

るにもかかわらず、すべてを不開示とする姿勢は甚だ疑問と言わざるを得ない。国権の最高機関に属する事務局の情報公開に対する姿勢が、一地方公共団体のそれよりも劣ることが今般明らかになったことは報道機関として有益な情報ではあるが、事務局においては、かかる不名誉な判断を撤回されることを強く求める。

可能な限り国民に対して情報を公開し、公正かつ民主的な行政の推進に資するとする法の趣旨を今一度理解し、衆議院事務局情報公開・個人情報保護審査会に諮問した上で、全部不開示とした決定を見直されたい。

第3 事務局の不開示理由の要旨

事務局の不開示理由の要旨は、事務局からの説明を聴取したところ、おおむね以下のとおりである。

1 本件対象文書

苦情申出人が開示を求める「平成28年、平成29年中の特定委員長の公用車の運行記録」に該当する文書は、特定委員長の専用自動車に係る「平成27年度運転日誌」の平成28年1月分から3月分及び「平成28年度運転日誌」の平成28年4月分から平成29年1月分（以下「本件対象文書」という。）である。

2 本件対象文書の規程3条2号該当性

本件対象文書に記載されている情報は、特定委員長が使用する専用自動車の情報である。当該情報を公にすることで、当該専用自動車は特定され、当該議員の安全の確保に支障が生じる可能性がある。これにより、その活動は自ずと制限されることとなり、当該議員の議員活動の自由が阻害される。

また、当該議員が使用する専用自動車の情報は、当該議員の議員活動に関する情報でもあり、当該情報を公にすることで、当該議員の議員活動の内容が推測され、特定の政治活動が明らかになる可能性がある。

部分的に開示することを検討しても、「始業時」、「終業時」や「走行数」から当該議員の行動時間及び範囲が推測される可能性があり、それ以外の情報も、他の情報と照合することにより、当該専用自動車は特定され、当該議員の安全の確保に支障が生じる可能性がある。

これらのことは、議員としての活動に支障を及ぼすおそれがあるものである。

また、本件対象文書中には、上記に該当しない部分が残されるが、開示申出人が求める情報ではないことから、本件対象文書の全部を不開示とした。

第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 平成29年 2月23日 苦情の申出書の接受
- ② 同日 諮問
- ③ 3月 3日 事務局からの説明の聴取及び調査（本件対象文書の見分を含む。）・審議
- ④ 同月 8日 調査・審議
- ⑤ 同月16日 調査・審議
- ⑥ 同月24日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件対象文書は、第3の1において事務局から説明を聴取したとおり、特定委員長の専用自動車に係る「平成27年度運転日誌」の平成28年1月分から3月分及び「平成28年度運転日誌」の平成28年4月分から平成29年1月分である。

事務局は、当該文書の一部は規程3条2号に該当し、当該部分を除いた部分については、開示申出人が求める情報ではないことから、本件対象文書の全部を不開示とした。

これに対し、苦情申出人は、事務局が本件対象文書の全部を不開示としたことについて、法の趣旨に鑑み、また東京都議会の対応に倣い、その見直しをすることを求めている。

そこで以下、事務局から説明を聴取し、本件対象文書を見分した結果に基づき、事務局の情報公開制度の趣旨を踏まえた上で、本件対象文書の規程3条2号該当性及び当該部分を除いた部分の不開示情報該当性について検討する。

2 事務局の情報公開制度

事務局の情報公開制度は、「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」によって行われている。規程は、衆議院の議決により定められたものではなく、事務総長により定められた「庁訓」であることから、当該庁訓に基づく情報公開制度は、立法機関としての衆議院の情報公開制度ではない。このことは、議院行政文書を制度上の開示対象とし、規程2条1項本文において、議院行政文書について、「事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書……であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているもの」と規定していることから明らかである。議院行政文書は、具体的には、衆議院における人事、予算、設

備等についての庶務的、管理的な事務に関する文書をいうものと解される。

一方、法に基づく情報公開制度は、法1条に規定されているとおり、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を目的とするものであり、また、東京都議会の情報公開制度は、都議会が自ら条例を制定し、都議会条例1条に規定されているとおり、「都民の都議会への理解及び都政参加を一層促進し、広く開かれた都議会を実現すること」を目的として、運用しているものである。

したがって、事務局の情報公開制度は、法に基づく情報公開制度及び都議会の情報公開制度とは性質上異なる制度であり、同一のものとして論ずることは妥当でない。規程3条2号該当性についても、事務局の情報公開制度の性質を踏まえて判断されるべきものである。

3 本件対象文書の規程3条2号該当性

本件対象文書は、①表紙、②職員としての服務に係る部分、③専用自動車の日常点検に係る部分、④専用自動車の運行記録に係る部分で構成され、各部分には、それぞれ以下の事項が記載されている。

- ①：文書の題名、車両番号、車名・年式、配属、氏名、担当期間及び担当部課名
- ②：服務要綱
- ③：専用自動車の日常点検内容
- ④：日付、始業時、終業時、ガソリンの給油量（リットル）（日付別、同頁内での小計、前頁からの繰越分、月合計分）、走行数（キロメートル）（日付別、同頁内での小計、前頁からの繰越分、月合計分）、終了時メーター指示数（キロメートル）、前頁最終メーター指示数、整備関係事項、備考、検印（運行管理者、配車係、管理係、車両担当者）、同頁内での稼働日数及び月内での稼働合計日数

以上の各部分について、規程3条2号該当性を検討すると、①表紙中の車両番号、車名・年式及び氏名の記入欄、④専用自動車の運行記録に係る部分中の始業時、終業時、ガソリンの給油量（リットル）（日付別、同頁内での小計、前頁からの繰越分、月合計分）、走行数（キロメートル）（日付別、同頁内での小計、前頁からの繰越分、月合計分）、終了時メーター指示数（キロメートル）、前頁最終メーター指示数、整備関係事項、備考、検印（運行管理者、配車係、管理係、車両担当者）、同頁内での稼働日数及び月内での稼働合計日数の記入欄については、これを公にすることで、当該記入欄から判明する情報により、議員の活動が推測され、又は議員の安全の確保に支障が生じる可能性があり、議員の活動の自由が侵害される可能性がある。

よって、規程 3 条 2 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 3に係る部分を除いた部分の不開示情報該当性

3に係る部分を除いた部分としては、文書の題名、服務要綱、専用自動車の日常点検内容及び3の不開示情報の各項目名等が残ることが認められる。

当該情報の不開示情報該当性を検討するに当たっては、規程 4 条 1 項において、「開示を求められた議院行政文書の一部に……不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定されていることから、規程 4 条 1 項ただし書該当性について検討する。

これらは、道路交通法及び同法施行規則に基づき安全運転管理者に対し作成義務が課されている文書への記載が求められている内容や、道路運送車両法及び自動車点検基準に基づく点検内容等であるため、これらの部分のみでは、有意の情報が記録されていると認めることはできず、規程 4 条 1 項ただし書に該当する。

事務局は、当該部分について開示申出人が求める情報ではないとして不開示としているが、当該部分は規程 4 条 1 項ただし書に該当し不開示となるのであり、そのことを理由として不開示とすべきであった。

5 本件対象文書の不開示妥当性

以上の理由から、事務局が、本件対象文書を規程 3 条 2 号に該当することから全部を不開示としたことについては、本件対象文書の一部を規程 3 条 2 号に該当するとして不開示としたことは妥当であるが、それらを除いた部分は規程 4 条 1 項ただし書に該当することを理由として不開示とすべきであった。

第 6 答申をした委員

矢崎秀一、戸松秀典、上村直子